

ひとり親家庭 の しおり

このしおりでは、母子家庭・父子家庭・寡婦のみなさんにご利用いただける福祉の制度や相談窓口をご紹介します。

いろいろなことでお困りのとき、もっと詳しく知りたいときなどは、1人で悩まず、母子・父子自立支援員やお近くのひとり親家庭福祉推進員をはじめ民生児童委員、社会福祉協議会、京都府保健所（広域振興局健康福祉部）、市町村役場等へご相談ください。



注：●このしおりの内容は、**京都市を除いた地域にお住まいの方を対象**としたものです。

各種給付・貸付を申請中又は受給中に、京都市や他の都道府県等に転居されますと、給付・貸付を受けられなくなったり、一部金額を返還していただいたりする場合がありますので、ご注意ください。

●支給制度等については、**対象者からの申請が必要**となります。

●制度内容や手当額は **令和5年4月1日現在** のものです。以後、変更となる場合がありますのでご注意ください。

 **京 都 府 健 康 福 祉 部**

このしおりを利用される方へ

このしおりは母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方への制度及び子育て家庭向けの制度等を紹介したものです。制度等の名称の横に付いているマークによりおおまかな対象者を示しています。なお、制度等により対象者・対象児童等の要件が異なりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

- 母子…母子家庭の母（配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している方）が対象
 父子…父子家庭の父（配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している方）が対象
 寡婦…寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方）が対象

目次

※令和5年3月3日時点の京都府の組織名で記載しています。

経済的な支援

■手当……………P1

児童扶養手当 母子父子

TOPICS

児童扶養手当の支給回数の変更……………P1

児童手当 母子父子

特別児童扶養手当 母子父子

障害児福祉手当 母子父子……………P2

■貸付……………P2

母子父子寡婦福祉資金貸付 母子父子寡婦

生活福祉資金貸付 母子父子寡婦……………P3

母子福祉団体小口資金貸付 母子寡婦

■給付制度～京都府独自の制度～……………P3

母子家庭奨学金 ※母子のみ

交通遺児奨学金等 母子父子

高校生給付型奨学金 母子父子

技能修得資金 母子父子

■高校修学……………P3

高等学校等就学支援金(公立) 母子父子

高等学校等就学支援金(私立) 母子父子

私立高等学校あんしん修学支援事業 母子父子

母子家庭奨学金 ※母子のみ……………P4

交通遺児奨学金等 母子父子

高校生給付型奨学金 母子父子

京都府奨学のための給付金

(高校生等奨学給付金) 母子父子

母子父子寡婦福祉資金貸付 母子父子寡婦

高等学校等修学資金(貸付) 母子父子

修学支援特別融資利子補給 母子父子

たとえば

- 母子家庭のお子様が高校進学されときの給付金・貸付金の例……………P4
 母子家庭のお子様が高校進学されときの給付金の例(貸付を受けない場合)……………P4
 母子家庭のお子様が大学進学されときの貸付金の例……………P4

生活・子育て支援

■生活・子育て支援……………P5

福祉医療(ひとり親家庭医療) 母子父子

日常生活支援事業 母子父子寡婦

通勤定期乗車券の特別割引 母子父子

府営住宅の優先入居(母子・父子世帯用) 母子父子

きょうと子育て応援パスポート事業 母子父子

TOPICS

きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっぴ」……………P5

きょうと子育てピアサポートセンター……………P5

保育所・放課後児童クラブ(学童保育) 母子父子

日常生活支援事業 母子父子寡婦……………P6

養育費等相談支援センター 母子父子……………P6

きょうとこどもの城づくり事業①……………P7

きょうとこどもの城づくり事業②……………P8

TOPICS

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」……………P8

就業支援

■自立支援……………P9

京都府ひとり親家庭自立支援

センター 母子父子寡婦

■資格取得等……………P10

自立支援教育訓練給付金 母子父子

高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金 母子父子

高等職業訓練促進資金貸付 母子父子

高等学校卒業程度認定試験

合格支援事業 母子父子

たとえば

養成機関で資格を取得し、その資格を

活かして就職される場合……………P11

■職業相談……………P12

ハローワーク(公共職業安定所) 母子父子寡婦

■職業訓練……………P12

京都府立高等技術専門学校 母子父子寡婦

交流事業

■交流支援……………P12

ひとり親家庭いきいきふれあい事業

母子父子

ひとり親家庭を励ます知事と

新入学児童等のつどい 母子父子

支援員・相談機関・関係団体

母子・父子自立支援員、

ひとり親家庭福祉推進員……………P13

京都府母子寡婦福祉連合会……………P13

京都府民生児童委員協議会……………P13

京都府社会福祉協議会……………P13

地域母子会・地域父子会……………P13

京都府男女共同参画センター

らら京都……………P13

児童相談・女性相談・DV相談……………P14

問い合わせ先一覧

京都府保健所……………P14

市町村窓口……………P14

京都府家庭支援課……………P14



CHECK

Q 高校生のいるご家庭にはどんな支援制度がある？ → P 4 へ

Q 母子家庭の母(父子家庭の父)が就労に向けた資格取得(看護師、調理師等)のために通学する場合はどんな支援制度がある？ → P 10 へ

経済的な支援

手当

さまざまな手当により、
こどものすこやかな成長を支援しています。

※支給要件がありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



◆ひとり親家庭のための手当

名称	対象児童	支給区分	手当額(児童1人あたり/月額)			所得制限	申請時期	問い合わせ先
			第1子	第2子	第3子以降			
児童扶養手当 母子父子	ひとり親家庭の児童 (父又は母が重度障害 の家庭も対象)	全部支給	44,140円	10,420円 加算	6,250円 加算	有り	随時	市町村
	18歳の 年度末まで (児童に中程度以上の 障害がある場合は 20歳未満まで)	一部支給	10,410～ 44,130円	5,210～ 10,410円 加算	3,130～ 6,240円 加算			

※詳しくは「児童扶養手当のしおり」をご覧ください。請求者及び配偶者、生計を共にする扶養義務者についても所得制限があります。なお手当額は令和5年度の金額であり、毎年度見直しされます。

児童扶養手当は

ひとり親家庭の児童や父又は母が重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母や父母に代わって児童を養育している人に支給されます。(外国人の方も支給の対象となります。)

●児童扶養手当と公的年金給付などについて

公的年金(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給されている方は、年金額が児童扶養手当より低い場合は、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

ただし、障害年金を受給されている方は、障害年金の子加算額が児童扶養手当より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

TOPICS

●令和元年11月分の児童扶養手当から支払い回数が変わり、奇数月(年6回)に2か月分ずつ受け取れるようになりました。

◆中学3年生以下の児童がおられるご家庭への手当

名称	対象児童	所得制限	手当額(児童1人あたり/月額)		申請時期	問い合わせ先
			児童の年齢	児童手当の額		
児童手当 母子父子	中学3年生(※1) 以下	限度額内	3歳未満	一律15,000円	随時	市町村
			3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降(※2)は15,000円)		
			中学生	一律10,000円		
			限度額以上 上限限度額以上	5,000円 支給なし		

※1「中学3年生」とは、15歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のことを指します。

※2「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆障害児童(中程度・重度の障害)がおられるご家庭への手当

名称	対象児童	手当額(児童1人あたり)	所得制限	申請時期	問い合わせ先
特別児童 扶養手当 母子父子	中程度以上の障害がある児童 (20歳未満まで)	1級 月額 53,700円 2級 月額 35,760円 ※児童に障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※障害児入所施設などに入所されている場合は対象となりません。	有り	随時	市町村 府家庭支援課 ☎ 075-414-4585

※詳しくは「特別児童扶養手当のしおり」をご覧ください。請求者及び配偶者、生計を共にする扶養義務者についても所得制限があります。なお手当額は令和5年度の金額であり、毎年度見直しされます。

◆障害児（重度の障害）の方への手当

名称	対象児童	手当額（児童1人あたり）	所得制限	申請時期	問い合わせ先
障害児福祉手当 	重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする児童（20歳未満まで）	月額 15,220 円 ※児童に障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※障害児入所施設などに入所されている場合は対象となりません。	有り	随時	市域にお住まいの方：各市 町村域にお住まいの方：府保健所

貸付

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉のために、無利子又は低金利で貸付を行っています。

必ず返済しなければならない「借入金」であり、返済の見通しが重要です。貸付には審査を行いますので、早めにご相談ください。



名称	対象	所得制限	資金の種類	問い合わせ先
母子父子寡婦福祉資金貸付 	現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方）が対象になります。	有り	修学資金 生活資金 就学支度資金 住宅資金 技能習得資金 転宅資金 修業資金 結婚資金 就職支度資金 事業開始資金 医療介護資金 事業継続資金	府保健所

◆母子父子寡婦福祉資金貸付内容及び限度額の例

- ※1 修学資金…児童の修学に必要な資金
※2 就学支度資金…児童の入学に必要な資金
※3 技能習得資金…ひとり親家庭の父又は母の技能習得等に必要な資金

令和5年3月現在

資金名	借受者	貸付内容及び貸付限度額 (単位:円)						据置 期間 (以内)	償還 期間 (以内)	利率
		学校・学年等		国公立		私立				
				自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学			
修学資金 及び 就学支度 資金 ※ 1 ※ 2 ※ ※	母子家庭 の母、 父子家庭 の父、 寡婦	高等学校及び 専修学校 (高等課程)	修学資金(/月)1～3年	27,000	34,500	45,000	52,500	卒業後 6 箇月 (ただし、 中途で死 亡又は退 学の場合 はその後 6 箇月)	20 年	無利子
			就学支度資金	150,000	160,000	410,000	420,000			
		高等専門学校	修学資金(/月)1～3年	31,500	33,750	48,000	52,500			
			修学資金(/月)4～5年	67,500	76,500	98,500	115,000			
			就学支度資金	410,000	420,000	580,000	590,000			
		短期大学	修学資金(/月)1・2年	67,500	96,500	93,500	131,000			
			就学支度資金	410,000	420,000	580,000	590,000			
		専修学校 (専門課程)	修学資金(/月)1・2年	67,500	78,000	89,000	126,500			
			就学支度資金	410,000	420,000	580,000	590,000			
		大学	修学資金(/月)1～4年	71,000	108,500	108,500	146,000			
			就学支度資金	410,000	420,000	580,000	590,000			
		大 学 院	修士課程 修学資金(/月)1・2年	132,000						
			博士課程 修学資金(/月)1～3年	183,000						
			就学支度資金	380,000		590,000				
専修学校 (一般課程)	修学資金(/月)1・2年	51,000								
	就学支度資金	150,000	160,000	150,000	160,000					
小学校	就学支度資金	64,300								
中学校		81,000								
技能習得 資金 ※ 3		①調理師・看護師などの知識技能の習得期間中（5年限度） ②自動車運転免許取得の場合				68,000/ 月 460,000/ 回	知識技能習 得後1年	20 年	無利子又は 年利 1.0%	

※詳しくは「貸付けのしおり」をご覧ください。

※※高等教育修学支援新制度（大学等の授業料等減免、日本学生支援機構の給付型奨学金）の支援を受ける場合、上表の限度額から同支援額を差し引いた額が限度額となります。

他にもこのような貸付があります！

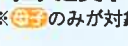
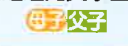
名称	対象	所得制限	資金の種類	問い合わせ先
生活福祉資金貸付 	所得が少ない世帯、障害者、療育や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。	有り	・失業等によってお困りの方に対する総合支援資金 ・一時的に必要な経費でお困りの方に対する福祉資金 ・教育支援資金（高校、大学等）	お住まいの区域を担当する民生委員や市区町村社会福祉協議会
母子福祉団体小口資金貸付 	母子世帯及び寡婦に対し、生活の安定のため必要な小口資金の貸付を行います。	無し	・生活資金 ・修学資金 ・住宅資金 限度額があります。	社会福祉法人 京都府母子寡婦福祉連合会 ☎ 075-223-1360

給付制度

京都府独自に、次の給付制度を設けて、母子家庭・父子家庭等を支援しています。

なお、同一児童に対して、いずれか一つの制度しか利用できません。（併給不可）



名称	対象児童	手当額（児童1人あたり）	所得制限	申請時期	問い合わせ先
母子家庭奨学金 ※  のみが対象	乳幼児から高校生	奨学金（年額） 乳幼児 11,000 円 小学生 21,500 円 中学生 43,000 円 高校生 64,000 円 入学支度金 — 35,000 円	無し	・4～5月末日以降は随時（月割支給） ※入学支度金の入学前支給を希望される場合は2月に申請。 ※毎年度申請が必要であり、申請が遅れると月割支給に減額となりますのでご注意ください。	府保健所
交通遺児奨学金等 	同上	同上	同上	同上	府安心・安全まちづくり推進課 ☎ 075-414-5076
高校生給付型奨学金 	生活保護世帯又は市町村住民税非課税世帯の子の高等学校への進学及び修学を援助する制度です。支給額は学校の種別によって異なります。詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。			<生保世帯> 1次：2月 ※以降は随時 <非課税世帯> 1次：2月 2次：6月 ※以降は随時	府保健所
技能修得資金 	技能修得施設で修学することが経済的に困難な家庭の子	技能修得資金（月額） 公共職業能力開発施設 5,000 円 高校形態 21,000 円 実技学校 24,000 円 入所支度金 55,000 円	有り	1次：3月中旬 2次：4月中旬 ※以降は随時	府保健所

※上記の給付制度の他に、京都府奨学のための給付金（P4参照）があります。

高校修学

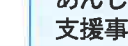
高校生がおられるご家庭のための支援制度です。

授業料の減免や修学資金貸付等で、高校修学を支援しています。

※同種の貸付や給付金は、併給不可又は併給調整となります。



◆授業料の減免

名称	対象生徒・概要	問い合わせ先
公立 高等学校等就学支援金 	京都府内の公立高校等に在学する生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し「就学支援金」を支給します。 ※学校設置者・学校において、授業料に充てるため、生徒・保護者への直接支給ではありません。	各公立高等学校府高校教育課 ☎ 075-574-7516
私立 高等学校等就学支援金 	私立高等学校等に在学する生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し、世帯の年収に応じて一定額を支給します。 ※在学の学校から案内があります。 ※学校設置者・学校において、授業料に充てるため、生徒・保護者への直接支給ではありません。	各私立高等学校府文教課 ☎ 075-414-4516
私立高等学校あんしん修学支援事業 	京都府内の私立高等学校（認可校）に在学する京都府民の生徒の授業料の減免等を行います。（所得要件、京都府内在住（生徒及び保護者の世帯の住所が京都府内）であること等要件あり）※府が対象者に直接補助金を支給するのではなく、各私立高校が行う授業料等の減免（減額や免除）を受けていただくものです。	

◆奨学金等の給付

名 称	対象生徒・概要	問い合わせ先
母子家庭奨学金  交通遺児奨学金等  高校生給付型奨学金 	(P3 参照)	(P3 参照)
京都府奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金) 	低所得世帯の生徒に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため給付金を支給します。 次のア～ウの要件を全て満たしている方 ※失業、倒産等により家計が急変し、住民税所得割額が非課税相当になる場合についても、支給を受けられる場合があります。 ア 保護者（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること。 イ 保護者（親権者全員）が京都府内に在住していること ウ 高校生等が、平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金、学び直し支援金又は高等学校専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍を除く）であること	併給調整あり※ 在籍高等学校 〔国公立〕 府高校教育課 ☎ 075-574-7539 〔私立〕 府文教課 ☎ 075-414-4516

※奨学のための給付金と他の奨学金（母子家庭奨学金・交通遺児奨学金・高校生給付型奨学金）は、いずれか高い方が支給されます。先に他の奨学金が支給されている場合、奨学のための給付金の支給額の方が多い場合はその差額が支給され、少ない場合はされません。

◆貸付・利子補給

名 称	対象生徒・概要	問い合わせ先
母子父子寡婦福祉資金貸付  修学資金 就学支度資金 → P 2 参照	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	府保健所 ※貸付についてのご相談は進路を検討される時期から、お早めにご相談ください。
高等学校等修学資金（貸付） 	勉学意欲がありながら経済的に修学が困難な高校生等（所得要件等あり）	府高校教育課 ☎ 075-574-7518
修学支援特別融資 利子補給 	高校生等の保護者で、高等学校等修学資金の所得基準を超え、京都府の定める一定の所得基準以内の者（所得要件等あり）	

たとえば

母子家庭のお子様が高校進学されときの給付金・貸付金の例

◆母子家庭奨学金（のみ対象） 高校入学支度金 35,000 円、奨学金年額 64,000 円

※母子家庭奨学金は、京都府奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の給付額との併給調整があります。

◆母子父子寡婦福祉資金貸付（例：私立高等学校自宅通学の場合）

就学支度資金上限 410,000 円貸付、修学資金年額上限 540,000 円（45,000 円 / 月 × 12）貸付

→ 詳しくは P 2 に記載の「母子父子寡婦福祉資金」の表でご確認ください。

母子家庭のお子様が高校進学されときの給付金の例（貸付を受けない場合）

◆京都府奨学のための給付金（生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯のみ対象）

生活保護（生業扶助）受給世帯で私立高校へ入学した場合 52,600 円

→ 詳しくは府高校教育課（国公立高等学校）及び文教課（私立高等学校）にお問い合わせください。

◆母子家庭奨学金（のみ対象） 高校入学支度金 35,000 円、奨学金年額 11,400 円

※母子家庭奨学金は、京都府奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の給付額との併給調整があるため、母子家庭奨学金年額（64,000 円）から京都府奨学のための給付金（52,600 円）を差し引いた額を支給します。

母子家庭のお子様が大学進学されときの貸付金の例

◆母子父子寡婦福祉資金（例：私立大学自宅外通学の場合）

就学支度資金上限 590,000 円貸付、授業料等相当分年額上限 1,752,000 円（146,000 円 / 月 × 12）貸付

→ 詳しくは P 2 に記載の「母子父子寡婦福祉資金」の表でご確認ください。

※高等教育修学支援新制度（大学等の授業料等の減免、日本学生支援機構の給付型奨学金）の支援を受ける場合、P 2 の表の額から同支援額を差し引いた額が貸付上限額となります。

高校・大学等への進学の際の貸付相談は、進路を検討される時期からお早めにご相談ください。

生活・子育て支援

生活・子育て支援

さまざまな制度により、暮らしや健康、子育てを応援しています。

子どもの保育に関する制度については、お住まいの市町村にお問い合わせください。



名称	概要	問い合わせ先
福祉医療 (ひとり親家庭医療) 	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日の属する年度末まで）及びその親が医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額について、府と市町村が助成するものです。（所得制限あり） ※市町村によって、制度内容が異なりますので、詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。	市町村
日常生活支援事業  → P 6 参照	保護者が仕事や傷病などで児童の養育が困難な時などに、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育を手伝ったり、必要に応じて子どもを預かります。 ※利用には事前登録が必要です。 ※寡婦の方も利用できます。 ※所得に応じて費用負担があります。	府保健所 京都府母子寡婦福祉連合会 ☎ 075-223-1360
通勤定期乗車券の特別割引 	児童扶養手当受給者の世帯について、JR 通勤定期乗車券が 3 割引になる資格証明書・購入証明書を発行しています。	市町村
府営住宅の優先入居 (母子世帯・父子世帯用) 	府営住宅の一般募集とは別に、母子世帯・父子世帯の方等に限定した入居募集を行っています。 (一部の地域の住宅については入居募集を行っていない場合もあります)	府家庭支援課 ☎ 075-414-4585
きょうと子育て応援パスポート事業 	子育て家庭にパスポートを発行し、京都府内の協賛店舗をはじめとする全国の協賛店で提示すると、割引など各店が提供する独自のサービスを受けることができます。パスポートはきょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっふ」から、もしくは、各市町村の窓口等でもお受け取りいただけます。パスポートの利用方法や協賛店舗等の情報は、府ホームページ（ http://www.pref.kyoto.jp/kosodateouen ）に掲載しています。	府こども・青少年総合対策室 ☎ 075-414-4602

(注) 市町村に独自制度（水道料減免措置や市町村営の公営住宅）がある場合もあります。お住まいの市町村にお問い合わせください。

きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっふ」

「まもっふ」はきょうと子育て応援パスポートが表示できるだけでなく、トイレや授乳室の有無など、子どもと一緒に安心して出かけるスポット情報等をご覧いただけます。



まもっふ 検索

<https://mamop.jp/>



iPhone版



Android版

きょうと子育てピアサポートセンター

センターが運営するポータルサイトでは、子育て支援制度や子ども連れで行けるイベント、子育て支援団体の一覧等のお役立ち情報がご覧いただけます。

また、専任の相談員（助産師等）による2つの電話相談窓口を設置しています。

●妊娠出産・不妊はつとコール／妊娠中や産後の生活・不妊など様々な悩みに対応
075-692-3449（祝日・年末年始を除く月～金。9:15～13:15、14:00～16:00）

●仕事と不妊治療の両立支援コール／不妊治療中の働き方や各種制度等の相談に対応、雇用主からの相談も可能
上記 HP から事前予約（24 時間・365 日相談対応可）

※いずれも相談無料、来所相談も可（要予約）

子育てピア 検索



名称	主な対象児童	概要	問い合わせ先
保育所 	0 歳～小学校入学前まで	保護者が仕事や病気などのため、昼間家庭で乳幼児を保育することができない時、家庭にかわって子どもを保育する施設です。 保育料は、保護者の所得に応じて市町村で決定します。子どもの年齢や子どもの数により無償となる場合があります。 *【延長保育】【一時保育】【休日保育】【病児・病後児保育】を実施する保育所もあります。また、保育所によって対象児童・保育時間等異なります。	市町村 (各市町村の HP もご参照ください)
放課後児童クラブ (学童保育) 	小学生	放課後から夕方まで、小学校に就学している昼間留守家庭児童を対象にして、児童館・保育所・学校の空教室・団地の集会場などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。 必要経費の一部負担金が必要です。	

ちょっと困ったな！
というときに…

日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭のお母さん、お父さんが、仕事で帰宅時間が遅くなるときや、急な疾病や入院、事故、災害、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事、就職のための技能習得や就職活動等で、生活援助・保育サービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣し、生活を支援します。

たとえば、こんなことが頼めます！

- ◆お母さん（お父さん）が帰るまで、子どもたちをお預かりします
- ◆こここのところ、具合が悪くて、日用品の買い物をしてもらえたら……
- ◆子どもさんの風邪がもう、なおりがけ……でも学校へはまだ無理かな、というときも、みています
- ◆お兄ちゃんの日曜参観のとき、赤ちゃんをお預かりします

事業のしくみ Q & A

Q 援助を受けられる単位と期間は？

A ●援助は、1時間単位です。
●派遣等の日数は、日常生活等に支障が生じている状況に応じ必要と認められる期間です。

Q どんな人がみてるの？

A 研修を受け、登録を済ませた「支援員」が、責任を持って応援します。

Q 費用は、どのくらい？

A 支援の内容や、児童の人数等によって異なりますが、1時間 300 円以内です。

Q 支援を受けたいときはどうすればいいの？

A ●まず、登録を!! あらかじめ登録された家庭でないと、利用できません。現在、支援の必要に迫られていなくても、あらかじめ登録しておいてください。登録については、お住まいの地域の保健所に、ご連絡ください。(連絡先は、P14 参照)
●登録が完了すると「家庭生活支援員派遣対象家庭登録通知書」が送られてきます。そこに、支援を依頼するときの連絡先が記載されています。
●支援を依頼するときは、通知書の連絡先にお電話ください。京都府母子寡婦福祉連合会のコーディネーターが、相談に応じます。
※ただし、内容や支援員の状況によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください。

家庭生活支援員の派遣が依頼できる対象家庭の登録を受け付けています。詳しくは、府保健所にご相談ください。

この事業は京都府が「京都府母子寡婦福祉連合会」に委託して行っています。

詳しくは、京都府母子寡婦福祉連合会、お近くの地域の母子会、府保健所にお問い合わせください。

養育費等相談支援センター

養育費等相談支援センターは、厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流に関する当事者からの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

養育費・
面会交流に関する
電話・メールによる
相談はこちら

養育費等相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC) 厚生労働省委託事業
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 KT ビル 10 階



電話相談 (携帯電話は使えません)

☎ 03-3980-4108

☎ 0120-965-419

平日(水曜を除く) 10:00~20:00、水曜 12:00~22:00
土曜・祝日 10:00~18:00



メール相談

✉ info@yauikuhi.or.jp

相談員が数日中に
回答を送信します。

京都府ひとり親家庭自立支援センター (p.9 参照) でも養育費等に関する相談を受け付けています。

親が離婚した子どもたちは、お父さんもお母さんも自分のことをかけがえのない大切な存在であると思ってくれていることを知ることによって、深い安心感と自尊心を育むことができます。

養育費と面会交流は子どもの健やかな成長を支える車の両輪です。

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余裕がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務(生活保持義務)であるとされています。

面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

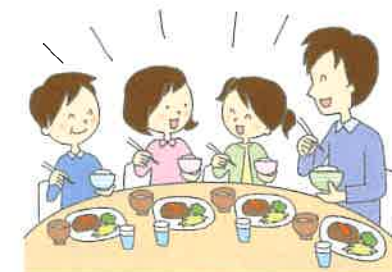
(「養育費等相談支援センター」パンフレットより引用)

きょうとこどもの城づくり事業 ①

京都府では、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していけるよう、様々な取組を行っています。

◆きょうと子ども食堂

食事の提供を通じて、居場所やその他の福祉施策に繋ぐ入口となる「きょうと子ども食堂」の取組への補助を行っています。



◆ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業

ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者が気軽に交流できる「居場所」を設け、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定を図る取組を行っています。

○学習支援

学習習慣の定着を図るため、大学生や教員 OB による参加児童の学力に応じた学習支援を行っています。



○生活支援

支援者とともに調理実習や入浴、遊びを通じ、参加児童の生活力を高め、生活習慣の確立に向けた取組を行っています。



○相談支援

参加児童や保護者の相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、自己肯定感を養う取組や各種情報提供を行っています。

その他にもこんな支援があります

- 「居場所」の中には、学習、生活支援の他に以下の支援を実施しているところもあります。
- ・親の学び直し：保護者の方の資格取得等に向けた取組を行っています。
- ・交流活動支援：地域の行事に参加し、交流を行っています。
- 大学生等の若者が社会見学等を実施します(子どもの未来づくりサポーター活動支援事業)

問い合わせ先 京都府家庭支援課 ☎ 075-414-4585

きょうとこどもの城づくり事業②

名称	概要	問い合わせ先
まなび・生活アドバイザー	児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図る取組を支援するため、小・中学校・義務教育学校及び府立学校、一部の教育支援センター（適応指導教室）に「まなび・生活アドバイザー」を配置しています。 「まなび・生活アドバイザー」は、教員とは違った立場から児童生徒や保護者に寄り添い、相談や支援を行うとともに、教員への助言や福祉関係機関と連携した支援を行なっています。	京都府教育庁指導部 学校教育課 ☎ 075-414-5840
地域未来塾	様々な課題を抱える中学生等に対し、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援しています。	京都府教育庁指導部 社会教育課 ☎ 075-414-5889
京都府認定フリースクール	府内にある府認定フリースクール6施設において、学校や教育委員会と連携した教育活動を実施し、不登校児童生徒の学校復帰や進路希望の実現及び社会的自立に向けた支援を行っています。	京都府教育庁指導部 学校教育課 ☎ 075-414-5840

TOPICS

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

府民の皆さんが人権について学び、考え、実践していただけるよう、人権に関する様々な情報を掲載しています。



例えばこんな時に役立ちます！

- ・人権に関する条約や法律などについて知りたい。
- ・人権問題に関する動きについて知りたい。
- ・人権に関する問題の相談窓口を探したい。
- ・人権についての研修会や自己学習に役立つ資料を手に入れたい。



名称	概要	問い合わせ先
京都ソリデール事業（福祉型）	京都府では、高齢者宅の空き室に大学生等が低廉な家賃等で同居・交流する次世代下宿「京都ソリデール」事業を進めており、ひとり親家庭の子等が事業を利用する場合には、下宿費の一部について助成しています。 ＜家賃減額の対象者＞ 子どもが高等学校在学中に、①親又は養育者が児童扶養手当を受給している、②高校生給付型奨学金又は奨学のための給付金を受給している、③①と②と同等であると知事が特に認める家庭（児童養護施設退所児童等） 詳しくは京都府家庭支援課までお問い合わせください。	京都府健康福祉部 家庭支援課 ☎ 075-414-4584



就業支援

自立支援

京都府ひとり親家庭自立支援センター

母子 父子 寡婦

ひとり親家庭の方々の就業相談、生活相談など、自立に向かうための一貫した支援を行っています。
HPは <https://hitorioya.kyoto/>



事業内容

- ・ひとり親家庭の就労に関する支援事業
- ・ひとり親家庭のくらしに必要な情報提供と紹介

セミナーの開催
介護実務者研修・受験対策講座等の開催
無料弁護士相談（南部：月2回・50分・対面
北部：月2回・50分・WEB相談）
リクルートスーツなどの貸出
キッズルームの利用（6ヶ月～就学前・予約制）

こんなふうにいる方、お気軽にお電話ください！

- ・仕事を探しているが、思うように見つからない
- ・子育てと両立したいが、働き方に迷っている
- ・履歴書の書き方や面接での答え方を相談したい
- ・資格を取得したいが、取得中に使える給付制度を知りたい
- ・ひとり親になったけれど、何から始めたらよいかわからない
- ・養育費が払われず困っている、弁護士に相談したい
- ・もしひとり親家庭になったら、どんな制度が利用できるの？

南部センター

（京都ジョブパーク マザーズジョブカフェ ひとり親自立支援コーナー）

電話相談・予約 父子家庭専用
☎ 075-662-3773 ☎ 075-692-3478

メール相談
boshi@kyoto-jobpark.jp
父子家庭専用
fushi@kyoto-jobpark.jp

面接相談
月 火 水 木 金 土 日
○ ○ ○ ○ ○ ○ ×

相談時間 … 9:00～17:00
（日曜・祝日・12/29～1/3を除く）
（水曜・金曜の電話相談については9:00～20:00）
保育ルーム（無料）
〒601-8047 京都市南区東九条下殿町70
京都テルサ東館2階 京都府男女共同参画センターから京都内

巡回相談（要予約）

ゆめりあ うじ 毎月第3火曜 10:00～16:00
ハローワークプラザかめおか 毎月第2金曜 10:00～16:00

WEB相談始めました
（事前予約制、無料）



北部センター

（北京都ジョブパーク マザーズジョブカフェ ひとり親自立支援コーナー）

電話相談・予約
☎ 0773-23-2771

メール相談
boshi-h@kyoto-jobpark.jp

面接相談
月 火 水 木 金 土 日
○ ○ ○ ○ ○ × ×

相談時間 … 9:00～17:00
（土・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）
保育ルーム（無料）（月曜日除く）
〒620-0045 福知山市駅前町400
市民交流プラザふくちやま4階（北京都ジョブパーク内）

巡回相談（要予約）

綾部市・あいセンター 毎月第1金曜 10:00～16:00
ハローワーク舞鶴 毎月第1月曜 10:00～16:00
ハローワーク峰山（偶数月） 隔月第2月曜 10:00～16:00
ハローワーク宮津（奇数月） 隔月第4金曜 10:00～16:00
ジョブ・サポートまいづる 毎月第3月曜 10:00～16:00
舞鶴市役所 毎月第2火曜 10:00～16:00
子ども支援課 毎月第4火曜 10:00～16:00

たとえば

京都府ひとり親家庭自立支援センターではこんなことができます！



先日、ひとり親になりましたが、これから仕事も含めてどのように生活していけばよいのか相談したい。

収入、職種等の希望をお聞きし、相談者の家庭・生活状況に応じて寄り添いながら相談や提案を行います。（離婚前の相談、養育費の確保、各種福祉施策のご案内も実施しています。）



資格取得等

就職のための資格取得を応援します。

京都府内の町村域にお住まいの方を対象に、下記の給付・貸付金事業を実施していますので、府保健所にお問い合わせください。（※市域にお住まいの方は、各市で事業内容が異なりますので、お住まいの市福祉事務所にお問い合わせください。）

名称		概要	
自立支援 教育訓練給付金 	対象となる講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 (指定教育訓練講座検索システム HP http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)	
	概要	母子家庭の母、父子家庭の父で、就職をめざして技能を身につけたい方が資格取得のための講座等を受講する場合、受講者が支払った教育訓練経費（入学金、受講料）の 60％に相当する額（一般及び特定一般教育訓練の場合：上限は 200,000 円、専門実践教育訓練の場合：上限は 400,000 円 × 修学年数（最大 4 年）、12,000 円以下は対象外）が支給されます。 ※受講前に受給資格の審査等の手続きが必要です。※雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある場合は、教育訓練給付金との差額が支給されます。	
	受給資格	①児童扶養手当の受給者がこれと同等の所得水準であること。 ②受講しようとする講座の内容が就職に必要であること。	
高等職業訓練 促進給付金・ 修了支援給付金 	対象となる資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、社会福祉士、製菓衛生師（各市で異なる場合があります。） その他就職の際に有利になるものであって、かつ養成機関において 6 月以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、知事が地域の実情に応じて定める資格	
	概要	母子家庭の母、父子家庭の父で、就職に有利な下記の資格を取得するために看護師等の養成機関に通学している場合に一定の給付金が、また養成カリキュラムを修了した際には一時金が支給されます。 ※高等職業訓練促進給付金の支給対象者が、修学支援新制度（授業料と入学金の減免、給付型奨学金）の認定を受けている場合、給付型奨学金を受けることができません。	
	支給額	訓練促進給付金 ◇月額 非課税世帯 100,000 円 課税世帯 70,500 円 （修学期間の最後の 1 年間 非課税世帯 140,000 円 課税世帯 110,500 円） ◇修業期間の全期間（上限 4 年） ◇対象期間の申請した月から支給対象となります。 修了支援給付金 ◇養成期間修了後 非課税世帯 50,000 円 課税世帯 25,000 円	
	受給資格	①児童扶養手当の受給者がこれと同等の所得水準であること。 ②養成機関のカリキュラムが 6 月以上あり、資格取得が見込まれること。 ③仕事又は育児と養成機関への通学との両立が困難であること。	
高等職業訓練 促進資金 貸付 	訓練促進資金	概要	高等職業訓練促進給付金を活用し就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。
		貸付額	◇養成機関へ入学するとき（入学準備金） 500,000 円以内 ◇養成機関を終了し、資格を取得したとき（就職準備金） 200,000 円以内 ※貸付であるため返済が必要ですが、取得した資格を活用して就職し京都府内等で 5 年間従事したときは返還を免除します。
		受給資格	高等職業訓練促進給付金の対象となる方
	住宅支援資金	概要	自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。
		貸付額	入居している住宅家賃の実費月額 4 万円以内（貸付期間は原則 12 ヶ月以内） ※貸付であるため返済が必要ですが、貸付を受けた日から 1 年以内に就職や高い所得が見込まれる転職をし、1 年間従事したときは返還を免除します。
		受給資格	①児童扶養手当の受給者がこれと同等の所得水準であること。 ②母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること。

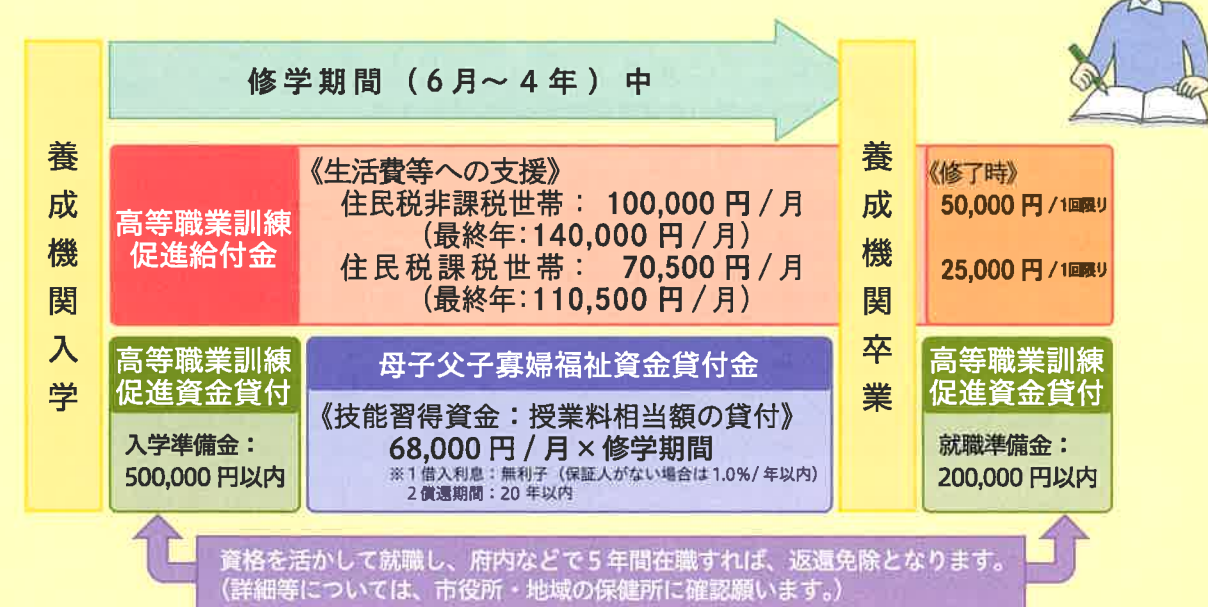


名称	概要
高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業 (親の学び直しへの支援) 	母子家庭の母、父子家庭の父又はその子どもで、より良い条件での就職や転職を希望する方が、高卒認定試験（旧大学入学資格検定）合格のための講座（通信講座を含む）を開始した際に受講費用の 3 割が支給されます。また受講を修了した際に受講費用の 1 割が支給され、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の 2 割が支給されます。（最大、受講費用の 6 割、上限 150,000 円）

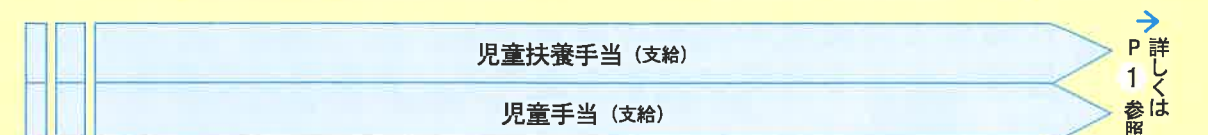
たとえば

養成機関で資格を取得し、その資格を活かして就職される場合

養成機関で高等職業資格を取得する際には、以下の給付金・貸付金を利用できます。



京都府は
資格取得を
応援します！



※高等職業訓練促進給付金については、「京都府看護師等修学資金」（京都府医療課 ☎ 075-414-4754）や、「介護福祉士等修学資金貸付」（京都府社会福祉協議会 ☎ 075-252-6291）の制度と併用できます。なお、同種の貸付・貸与を複数受けることはできません。

◆児童相談・女性相談・DV相談

こどもの養育やしつけ等のさまざまな不安や悩みごとについて、また、配偶者からの暴力(DV)や離婚問題など、家庭内の女性の悩みごとやヤングケアラーに関することについて、専門スタッフが相談に応じ、アドバイスや関係機関への橋渡し等を行っています。

名称	電話番号	管轄区域
家庭支援総合センター	(代表) ☎ 075-531-9600 (こども虐待専用電話) ☎ 075-531-9900	亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・ 大山崎町・京丹波町
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	☎ 0774-44-3340	宇治市・城陽市・久御山町
宇治児童相談所 京田辺支所	☎ 0774-68-5520	八幡市・京田辺市・木津川市・ 井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・ 精華町・南山城村
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	☎ 0773-22-3623	福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・ 京丹後市・与謝野町・伊根町
京都府ヤングケアラー総合支援センター	☎ 075-662-2840	府内市町村(京都市含む)

※宇治児童相談所京田辺支所は児童相談のみ受け付けていますので、女性相談は南部家庭支援センターへご連絡ください。

◆児童相談所窓口

児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、覚えやすい3桁の番号になりました。



お近くの児童相談所につながります！
※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料無料です。

問 い 合 わ せ 先 一 覧

京都府保健所連絡先			市町村連絡先	
山城広域振興局	乙訓保健所(向日市)	☎ 075-933-1154	向日市	☎ 075-931-1111
	山城北保健所(宇治市)	☎ 0774-21-2102	長岡京市	☎ 075-951-2121
	山城北保健所綴喜分室(京田辺市)	☎ 0774-63-5745	大山崎町	☎ 075-956-2101
	山城南保健所(木津川市)	☎ 0774-72-0979	宇治市	☎ 0774-22-3141
南丹広域振興局	南丹保健所(南丹市)	☎ 0771-62-0361	城陽市	☎ 0774-52-1111
			久御山町	☎ 075-631-6111
中丹広域振興局	中丹西保健所(福知山市)	☎ 0773-22-5766	八幡市	☎ 075-983-1111
	中丹東保健所(舞鶴市)	☎ 0773-75-0856	京田辺市	☎ 0774-63-1122
丹後広域振興局	丹後保健所(京丹後市)	☎ 0772-62-4302	井手町	☎ 0774-82-2001
			宇治田原町	☎ 0774-88-2250
			木津川市	☎ 0774-72-0501
			笠置町	☎ 0743-95-2301
			和束町	☎ 0774-78-3006
			精華町	☎ 0774-94-2004
			南山城村	☎ 0743-93-0103
			亀岡市	☎ 0771-22-3131
			南丹市	☎ 0771-68-0001
			京丹波町	☎ 0771-82-0200
			福知山市	☎ 0773-22-6111
			綾部市	☎ 0773-42-3280
			舞鶴市	☎ 0773-62-2300
			宮津市	☎ 0772-22-2121
			京丹後市	☎ 0772-69-0001
			与謝野町	☎ 0772-43-9000
			伊根町	☎ 0772-32-0501



京都府ホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/>

きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっぷ」

<https://mamop.jp/>

京都府健康福祉部 家庭支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL075-414-4585 メール kateishien@pref.kyoto.lg.jp



子供の未来は日本の未来